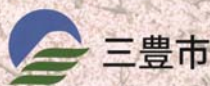


三豊市 環境基本計画

改定版

平成27年3月

概要版



水と緑を大切に
する
豊かな田園都市
みとよ

三豊市環境基本計画（改定版）について

計画の位置付け

三豊市では、「三豊市環境基本条例」第8条の規定に基づき、平成20年3月に「三豊市環境基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定しました。

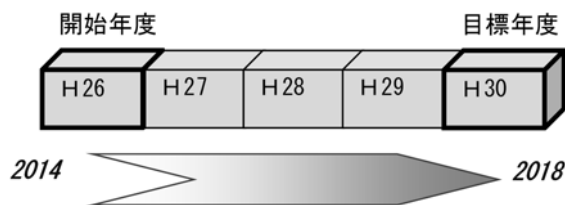
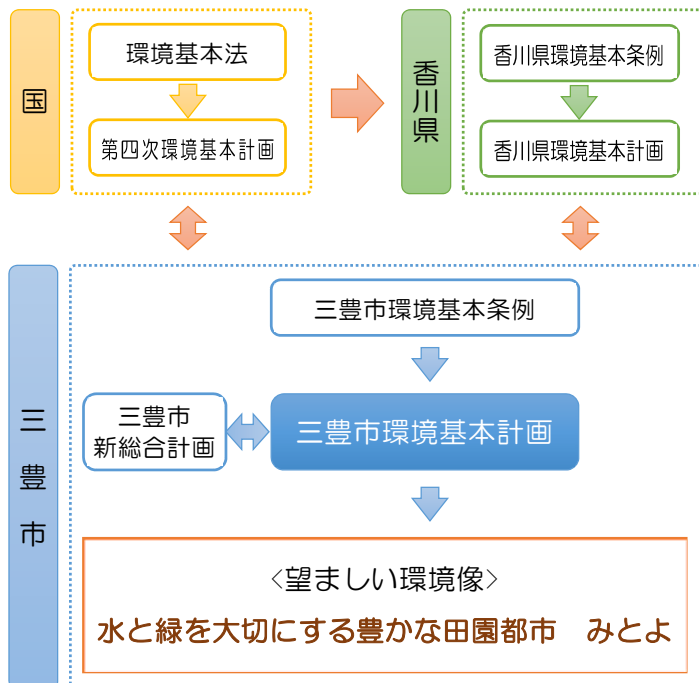
しかし、現行計画の策定後、地球温暖化の顕在化や東日本大震災により安全・安心な暮らしへの関心が高まるなど、社会情勢が変化していることを踏まえて、現行計画を改定しました。

改定計画は、現行計画と同様、「環境基本法」、「三豊市環境基本条例」、国の「第四次環境基本計画」及び「香川県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠した計画で、上位計画である「三豊市新総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する計画、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

計画の期間

現行計画は平成20年（2008年）3月に策定され、計画期間は平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間となっています。

このほど見直す改定計画の計画期間は、上位計画である「三豊市新総合計画」（後期基本計画）に準じて、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とします。



環境の現状と課題

生活環境

三豊市の大気質は全体的に良好ですが、光化学オキシダントが環境基準値を超過していることから、今後の動向に留意しながら、測定監視体制の充実や市民への情報提供など、適切な対応をしていく必要があります。

水質については、公共用水域の河川及び海域に係る環境基準の達成率は42.9%であり、河川では高瀬川の下流及び支流、海域ではほとんどの地点において環境基準値を超過していました。また生活排水処理においては、合併浄化槽の普及など、汚濁負荷対策を引き続き進めていく必要があります。

自然環境

三豊市は瀬戸内海国立公園にも指定されている海岸線及び島しょ部、三豊平野の溜池を含む農耕地、市街地及び住宅地、二級河川である高瀬川や財田川、丘陵地や山地など、多様な自然環境を有しています。

これらの豊かな自然環境の保全に努め、自然と人間との共生が確保された社会を、次世代の子どもたちに引き継いでいく必要があります。

快適環境

三豊市には指定文化財が180件（平成26年1月1日現在）あり、不動の滝カントリーパーク、財田川リバーサイドパーク等の公園は市民の憩いの場となっています。平成23年1月～2月に実施した市民等へのアンケート調査によれば、「地域的美観・景観」には半数以上の人が満足している一方、「公園の数や広さ」や「歴史的・文化的な雰囲気」に満足している人は概ね3割又はそれ未満にとどまりました。市内各所に点在する歴史文化遺産を大切にしながら、それらとマッチしたうるおいあるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

廃棄物

三豊市の平成25年度の一人一日当たりのごみ排出量は608gであり、全国の70%未満で推移しています。また、リサイクル率も26.4%と全国を上回る良好な値となっています。今後もこの状態が維持できるよう、市民や事業者へ、ごみの排出抑制について協力を求めるとともに、生産、消費、廃棄などの社会経済活動のすべての段階で、資源の循環的利用やエネルギーの有効利用を行うことにより、循環を基調とする社会経済システムを目指していく必要があります。

地球環境

三豊市における平成24年度の温室効果ガス排出量は、728,320t-CO₂と推計され、部門別の内訳では、産業部門、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門の順に多くなっています。温室効果ガス排出量、一世帯当たりの電灯消費量が増加してきていることから、これらをふまえて、市の地域特性に応じた地球温暖化対策・エネルギー対策をこれまで以上に推進し、将来の世代のためにも地球環境保全に努める必要があります。

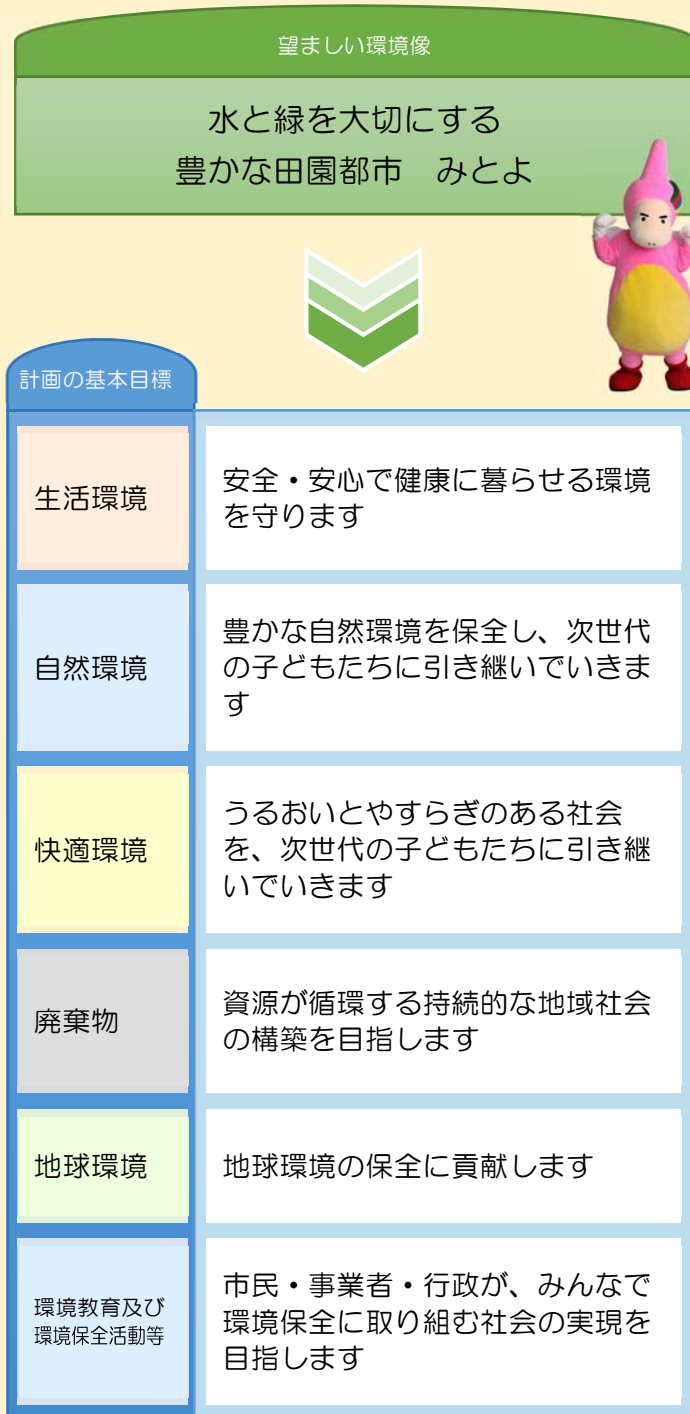
環境教育

環境教育に係る取組の代表的なものとして、「こどもエコクラブ」の活動があります。平成25年度の三豊市内のこどもエコクラブの会員数は73名でした。今後も、より一層環境問題への理解を深め、環境保全活動への参加意欲が増進されるよう、環境情報の提供を行うとともに、環境教育及び環境学習についてさらに推進していく必要があります。

「望ましい環境像」と基本目標

現行計画の「望ましい環境像」は、「水と緑を大切にす豊かな田園都市 みとよ」であり、「水」は瀬戸内海、河川やため池、「緑」は田畑、里山、森林、瀬戸の島々を意味し、「水と緑」は三豊市の田園のみならず地球のイメージを意味しています。また、「大切にす」は、望ましい環境像に向け各主体が積極的に行動することを意味しています。

この環境像は、市民・事業者・行政が、みんなで自然環境を大切にしながら豊かな三豊市を目指すことを表しており、三豊市新総合計画「三豊市の将来像」を環境面から目指していくための環境像にふさわしいものであり、改定計画においても引き続き「望ましい環境像」とします。



計画で掲げる施策

生活環境

- 大気質の保全
 - 大気汚染防止法等の遵守に係る規制・指導の徹底
 - 低公害車の普及、公共交通機関の利用促進
 - 環境汚染物質の調査・監視体制の強化と緊急時対策の推進 など
- 水質の保全・水の循環利用
 - 水質汚濁防止法等の遵守に係る指導
 - 海浜・沿岸海域の保全
 - 水道水源地域の水質保全、節水行動の啓発
 - 水質の測定監視体制の充実と緊急時対策の推進 など
- 騒音・振動並びに悪臭の防止
 - 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の遵守に係る指導
 - 自動車騒音調査の実施と必要に応じた騒音低減対策の要請
 - 悪臭発生源となっている事業所の指導 など
- 土壌汚染防止及び化学物質への対応
 - 環境保全型農業（減農薬・化学肥料、有機質肥料利用等）の推進
 - PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）の周知
 - 空間放射線量を監視できる体制の構築検討 など



自然環境

- 多様な自然環境の保全
 - 社叢林（神社の森）などの貴重な植生の保全
 - 開発事業における法規制・協定等の遵守に係る指導
 - 身近な野生生物とふれあえる場としての、里山、公園、樹林、ため池、河川等の整備の検討 など
- 生物の多様性の確保
 - 生物に配慮した工法による河川・水路等の改修
 - 野生鳥獣対策の推進
 - 外来種問題に関する啓発、外来生物による影響を防止、緩和するための対策の推進 など
- 緑の保全と創出
 - 森林整備、木材の有効活用
 - 農地の多面的機能の維持、耕作放棄地の有効活用
 - 開発改修時における緑化意識の普及啓発 など



快適環境

- 歴史文化遺産の保全と活用
 - 史跡・文化財等の保全と活用
 - 祭りや伝統文化の継承 など
- 快適な生活の確保
 - 緑の中のレクリエーション活動の場や憩いの場の整備
 - 環境美化活動の推進、犬の飼い主のマナー向上
 - 地産地消への取組強化と地域コミュニティの維持・活性化
 - 防災学習や避難訓練の推奨・防災拠点への再生可能エネルギー導入の検討 など



廃棄物

- 廃棄物の発生抑制と減量化
 - ごみの排出抑制や適正分別排出に係る情報提供と普及啓発の推進
 - 事業系ごみの適正処理の指導 など
- リサイクルの推進
 - 分別徹底などの啓発による資源回収量の増加
 - 公共施設等での拠点回収実施に向けた検討 など
- 廃棄物の適正処理の推進
 - 廃棄物の適正処理に関する啓発
 - 廃棄物の不法投棄の未然防止、適正処理
 - 海岸漂着物（海ごみ）の適正処理
 - （災害が発生した場合）災害廃棄物やし尿の適正処理 など



地球環境

- 温室効果ガス排出量の削減
 - 「第2次三豊市エコオフィス計画」に基づく、省エネルギー化を主体とした温室効果ガスの排出量削減の推進
 - 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入促進
 - バイオマス産業都市構想に基づいた、バイオマス利用率の拡大
 - 公共交通機関の利用促進、低公害車の普及による自動車排出ガスの削減 など
- 温室効果ガスの吸収源対策の推進等
 - 森林整備、公園や港湾など地域の緑化推進
 - フロン回収・破壊法や家電リサイクル法等に準じた、適切なフロンの回収・再利用・破壊への啓発 など



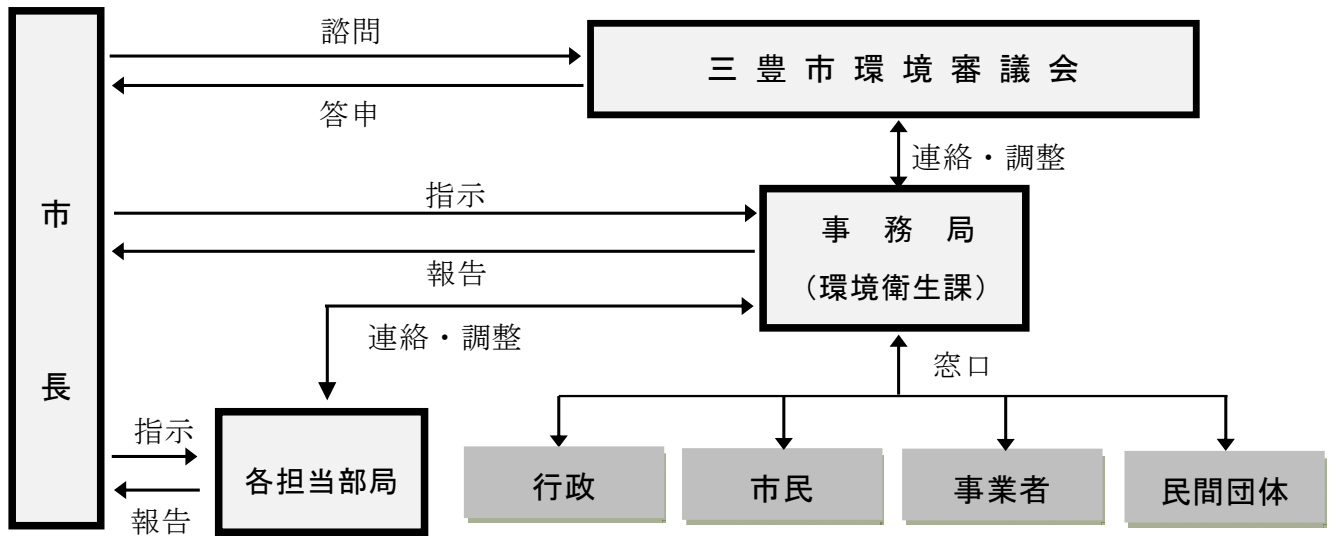
環境教育

- 環境教育及び環境保全活動等
- 事業活動における自主的な環境配慮の取組促進
 - 自主的な環境保全活動の推進
 - 各種資料の提供、研修会の開催など、環境教育に取り組む諸条件の整備による、学校における環境教育の推進
 - 学校教育機関団体、市民、事業者等への環境情報の提供 など



5 計画の推進と進行管理

三豊市環境基本計画（改定計画）で掲げた施策については、次の体制でその実施状況を確認しながら、進行管理を行っていきます。事務局は、広報・ホームページ・直接の来庁や訪問などを通じて、市民・事業者・民間団体及び行政機関の窓口となりながら、計画で定めた取組を協働して実施していきます。



三豊市環境基本計画（改定版）概要版